

## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成28年3月2日3日8日9日（角田衛生センター）

平成28年3月2日4日7日9日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰                   |                       |           |
|---------------|----------|-----------------------|-----------------------|-----------|
|               |          | 放射性セシウム134<br>(検出下限値) | 放射性セシウム137<br>(検出下限値) | 放射性セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 130<br>(19)           | 570<br>(17)           | 700       |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 47<br>(12)            | 200<br>(12)           | 247       |

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。